

九州国際大学公的研究費の管理・監査に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 不正使用防止のための体制（第4条－第6条）
- 第3章 不正使用防止のための対策（第7条－第15条）
- 第4章 告発の受付（第16条－第19条）
- 第5章 関係者の取扱い（第20条－第23条）
- 第6章 事案の調査（第24条－第30条）
- 第7章 公的研究費の不正使用等の認定（第31条－第35条）
- 第8章 措置及び処分（第36条－第41条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、九州国際大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な管理及び運営を図り、不正使用を防止するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 本学の公的研究費の管理及び運営に関わる全ての者をいう。
- (2) 公的研究費 本学が取り扱う全ての研究資金をいう。
- (3) 配分機関及び関係省庁 公的研究費を配分する機関及び当該機関を所管する省庁をいう。
- (4) 部局 学部、研究所等の一定の独立した事務機能を備えた組織をいう。
- (5) コンプライアンス教育 研究者等に対し、不正使用防止対策の理解及び意識を高めるために、不正使用防止対策の基本方針、公

的研究費の使用のルール、どのような行為が不正な使用に当たるのか等について行う教育をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、関係法令、配分機関及び関係省庁並びに本学の諸規程等を遵守し、公的研究費を適正に使用及び管理しなければならない。

- 2 研究者等は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、不正な使用に関する調査への協力要請があったときは、これに協力しなければならない。
- 4 研究者等は、公的研究費の管理に係る次の事項を定めた誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
 - (1) 公的研究費に係る関係法令、配分機関及び関係省庁並びに本学の諸規程等を遵守すること。
 - (2) 公的研究費の不正な使用を行わないこと。
 - (3) 公的研究費に係る関係法令、配分機関及び関係省庁並びに本学の諸規程等に違反して公的研究費の不正な使用を行った場合は、本学並びに配分機関及び関係省庁の処分に服するとともに法的な責任を負担すること。

第2章 不正使用防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 公的研究費の管理及び運営について本学全体を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用防止対策の基本方針を策定し、及び周知するとともに、これを実施するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な管理及び運営を行えるようリーダーシップを発揮し、必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理及び運営について、不正使用防止対策の基本方針に基づき本学全体の具体的な対策を策定し、及び実施する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長及び大学事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、前項に規定する本学全体の具体的な対策の実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 部局における公的研究費の運営及び管理について、不正使用防止対策の基本方針に基づく具体的な対策を実施する責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各部局の長及び大学総務室長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- (1) 部局における具体的な不正使用の防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
- (2) 公的研究費の不正使用の防止を図るため、部局の研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督し、必要に応じて改善を指導すること。
- (3) 部局の研究者等が、適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

第3章 不正使用防止のための対策

(不正使用防止計画)

第7条 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正使用防止計画を策定しなければならない。

2 不正使用防止計画の策定は、不正を発生させる要因を把握し、これを体系的に整理及び評価して行わなければならない。

3 不正使用防止計画を推進する部署は、大学総務室とする。

- 4 大学総務室は、不正使用防止計画に基づき本学全体に係る具体的な不正使用の防止対策を策定し、及び実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 大学総務室は、不正使用防止計画に基づく具体的な対策の実施状況についてモニタリングを行わなければならない。

(相談窓口の設置等)

第8条 公的研究費に係る事務処理手続その他の公的研究費の管理及び運営について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を大学総務室に置く。

- 2 相談窓口においては、公的研究費の適正な使用が図られるよう適切な対応をしなければならない。

(事務処理の担当部署等)

第9条 公的研究費に係る申請、支出の決定その他の事務処理は、大学総務室及び地域連携センター事務室が行う。

- 2 大学総務室は、公的研究費に係る事務処理について明確かつ統一的な運用を図るため、関係法令、配分機関及び関係省庁並びに本学の諸規程等に基づき、公的研究費の執行手続を定めた公的研究費執行に係る取扱要項を作成し、研究者等に周知するものとする。
- 3 公的研究費の受入、支払及びこれらに係る関係書類の保存は、法人財務室が担当する。

(発注・検収)

第10条 物品購入の発注は、原則として予算管理部署の事務職員が行う。ただし、1件又は1組が5万円未満の物品については、研究者が直接発注することができる。

- 2 公的研究費で購入した物品の検収は、大学総務室及び地域連携センターで行う。
- 3 統括管理責任者は、特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等をいう。以下同じ。）に関する検収については、専門的知識を有する者に検収を依頼することができる。

- 4 統括管理責任者から検収の依頼を受けた者は、特殊な役務において有形の成果物がある場合は成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類に基づいて検収を行い、特殊な役務において有形の成果物がない機器の保守・点検などの場合は立会い等により現場確認を行う。

(出張)

第11条 公的研究費を使用して出張する場合は、帰学後、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 復命書
- (2) 領収書（旅行業者のパックツアーで出張した場合は、旅行業者発行の旅程表を添付）
- (3) 航空券の半券
- (4) パスポートの写し

(アルバイトの雇用)

第12条 公的研究費を使用してアルバイトを雇用する場合は、事前にアルバイト雇用申請書を提出し、最高管理責任者の許可を受けなければならない。

- 2 アルバイトの出勤表は、原則として予算管理部署で管理しなければならない。

(公的研究費の繰り越し)

第13条 正当な理由により公的研究費の執行が当初計画より遅れる場合には、当該配分機関又は関係省庁の定めに応じ、繰越制度等を活用することができる。

(取引業者への対応)

第14条 最高管理責任者は、公的研究費の執行に関し、不正な取引に関与した業者があると認めるときは、当該業者について取引停止等の措置を講ずるものとする。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の執行に関し、その取引業者との癒着を防止する対策として、本学における公的研究費の取扱いに関する方針及びルールについて取引業者へ周知を図るものとする。

- 3 最高管理責任者は、取引業者の中から取引実績等を考慮し、次に掲げる事項を定めた誓約書の提出を求めなければならない。
 - (1) 公的研究費の管理及び運営に関する規程等を遵守すること。
 - (2) 本学が実施する内部監査等の調査において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に応じること。
 - (3) 不正な取引が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (4) 研究者等から不正な取引の依頼があった場合には、告発等の窓口に通報すること。

(内部監査の実施)

- 第15条 公的研究費の適正な執行を確保するため、内部監査を実施する。
- 2 研究者等は、内部監査の実施に協力しなければならない。
 - 3 内部監査の業務については、監査室が行う。

第4章 告発の受付

(告発の受付窓口)

- 第16条 告発への迅速かつ適切な対応を行うため、大学総務室に受付窓口を置くものとする（以下「告発窓口」という。）。

(告発の受付体制)

- 第17条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。
- 2 告発は、原則として、顕名により、公的研究費の不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正使用とする合理的理由が示されているもののみを受け付ける。
 - 3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

- 4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該告発に関係する部局の責任者等に、その内容を通知するものとする。
- 5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、公的研究費の不正使用の疑いが指摘された場合（公的研究費の不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正使用とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

- 第18条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、公的研究費の不正使用が行われようとしている、又は公的研究費の不正使用を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。
 - 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第19条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第5章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第20条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者その他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第21条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対する懲戒処分などの措置を講ずるよう理事長に具申する。

4 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第22条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対する懲戒処分などの措置を講ずるよう理事長に具申する。

3 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第23条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第6章 事案の調査

(調査の決定等)

第24条 最高管理責任者は、第17条の規定に基づく告発（報道、会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）があった場合又は内部監査等により公的研究費の不正使用の疑いを把握した場合は、告発等の受付日又は把握した日（以下「受付日等」という。）から起算して、原則として、30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第25条 最高管理責任者は、前条の規定により調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
 - 3 全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 4 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 最高管理責任者が指名した者 2名
 - (2) 研究分野の知見を有する者 2名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 2名

(調査の通知)

第26条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査の実施)

- 第27条 調査委員会は、公的研究費の不正使用の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の額等について、公的研究費に係る資料の精査、関係者への事情の聴取等の方法により調査を行うものとする。
- 2 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。
 - 3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
 - 4 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告し、協議するものとする。

(調査の対象)

- 第28条 調査の対象は、告発された事案に係る公的研究費の不正使用のほか、調査委員会の判断により、調査に関連した被告発者の他の公的研究費の使用を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第29条 調査委員会は、調査を実施するに当たって、告発された事案に係る公的研究費の不正使用に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る公的研究費の不正使用が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る公的研究費の不正使用に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

(配分機関等への報告等)

第30条 最高管理責任者は、受付日等から起算して210日以内に調査結果、不正使用発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む調査についての最終報告書を作成し、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関及び関係省庁から求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査委員会に調査の進捗状況及び調査の中間報告の報告を指示するものとする。この場合において、報告を受けた最高管理責任者は、調査の中間報告書を作成し、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者、当該事案に係る配分機関及び関係省庁から求めがあった場合は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧若しくは現地調査に応じるものとする。

第7章 公的研究費の不正使用等の認定

(認定の手續及び方法)

第31条 調査委員会は、公的研究費の不正使用の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の額等について認定し、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として公的研究費の不正使用を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、その旨を最高管理責任者に

報告しなければならない。報告を受けた最高管理責任者は、当該一部認定に係る報告書を作成し、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

- 4 調査委員会は、公的研究費の不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 5 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第32条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても通知する。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても通知するものとする。

(不服申立て)

第33条 公的研究費の不正使用が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の規定の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。この場合において、そ

の不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 4 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、当該決定をした旨を通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対してその旨を通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対してその旨を通知するものとし、併せて当該事案に係る配分機関及び関係省庁にその旨を報告するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第34条 前条の規定に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出その他当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。当該手続を打ち切った場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、当該決定をした旨を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して、原則として、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得なければならない。
- 4 最高管理責任者は、第2項又は前項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の

不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても通知するものとする。

- 5 最高管理責任者は、前項の通知をしたときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁にその旨を報告するものとする。

(調査結果の公表)

第35条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、公的研究費の不正使用に関与した者の氏名・所属、公的研究費の不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 公的研究費の不正使用が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合等には、調査結果を公表することができる。
- 4 前項ただし書の公表における公表内容は、公的研究費の不正使用がなかったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。

第8章 措置及び処分

(調査中における一時的措置)

第36条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告

発された公的研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関又は関係省庁から、被告発者の該当する公的研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(公的研究費の使用中止)

第37条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われたものと認定された場合は、公的研究費の不正使用に関与したと認定された者及び公的研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに公的研究費の使用中止を命ずるものとする。

(措置の解除等)

第38条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われなかったものと認定された場合は、公的研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われなかったものと認定された場合の証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

(処分)

第39条 最高管理責任者は、調査委員会の調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定された場合は、当該公的研究費の不正使用に関与した者に対して、法令、学校法人九州国際大学職員就業規則その他関係規程に従って、懲戒処分などの措置を講ずるよう理事長に具申する。

- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知するものとする。

(是正措置等)

第40条 調査委員会の調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 最高管理責任者は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 最高管理責任者、前2項に基づいてとった是正措置等の内容を当該事案に係る配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第41条 この規程の改廃は、教育研究協議会において審議する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年8月1日から施行する。

(九州国際大学外部資金等取扱規程の廃止)

2 九州国際大学外部資金等取扱規程は、廃止する。